

辰野町景観計画策定委員会 令和元年度第1回 議事録

1. 開催日時 令和元年10月18日（金）午後6時30分から午後8時
2. 開催場所 辰野町役場 第6会議室
3. 出席者 13名 （委員8名、事務局職員3名、コンサルタント2名）
4. 協議事項
 - 1) 都市計画審議会からの意見の検討について
 - 2) 今後のスケジュールについて
 - 3) 事例紹介
5. その他

開会のことば

（事務局）

本日は委員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから辰野町景観計画策定委員会を開会いたします。

本日の会議は、先日の都市計画審議会において出された景観計画（案）に対する意見について検討し、それぞれの意見に対して、景観計画へ反映させるべきか、反映させる場合はどのような表現とするか決めていくことが目的です。

また、新しくなられた委員さんがいらっしゃいます。委嘱書をお渡しさせていただきますのでご確認ください。

よろしく申し上げます。

それでは、当委員会の会長よりごあいさつをいただきます。

会長あいさつ

協議事項 1) 都市計画審議会からの意見の検討について

（会長）

では協議事項に入ります。事務局から申し上げます。

(事務局)

まず、計画案の修正がございます。お配りしましたページが、前回会議の後変わりましたので差し替えをお願いします。

では意見の検討に入りたいと思います。意見1、2については、デザインマニュアルの冊子を作り、そこに掲載したいと考えています。

(委員⑥)

デザインは変わっていくものなので、計画と別冊とするのはいいと思います。

(委員①)

別にするほうがいいと思います。

(委員⑥)

デザインマニュアル用のデータはコンサルタントにあるのでしょうか。

(コンサルタント)

一通りはあります。

【委員会としての意見：デザインマニュアルに記載する。】

(事務局)

意見3についてですが、見直しの期間は定めず、随時としてはどうかと考えます。ご意見をお願いします。

(会長)

数値目標は不要かと思いますが、意見3についてお願いします。

(委員⑥)

計画の見直しをするということは、最初に決めた目標がずれることにもなりますし、この計画は定期的に変えていくというものでもないと思います。問題が出てきたときに対応していくというものではないでしょうか。

(会長)

必要が出てきたときに見直すということですね。

【委員会としての意見：数値目標、計画期間は定めない。見直す必要が生じたときに対応する。】

(事務局)

意見4については、屋外広告物の分野であり、具体的に定めるなら屋外広告物条例を作り、その中で、ということになるかと思えます。景観計画にも文言だけでも入れてはどうかというご意見です。

(委員⑤)

私は童謡公園のトイレ掃除の活動もしていますが、使用方法を外国語でも表示するようにしたところトイレがきれいになったという経験があります。外国人の方にもわかりやすい表示は必要ではないでしょうか。

(委員⑥)

確かに外国人は多くなっていると思いますが、景観計画に記載が必要でしょうか。

現在、辰野町は屋外広告物にはどのように取り組んでいるのでしょうか。

(事務局)

県の屋外広告物条例にのっとっています。

(委員⑥)

県にのっとっていると明記し、資料編に、県の条例とピクトグラムの情報やURLを載せるのはどうでしょうか。

【委員会としての意見：長野県屋外広告物条例とピクトグラムを資料編に記載する。】

(事務局)

意見5については、町でも取り組んでいきたいと考えています。

(委員⑥)

表彰等を創設すれば、景観計画には載せなくてもよいと思います。

【委員会としての意見：表彰などに取り組む。計画には記載しない。】

(事務局)

意見6は、届出手続きに対する意見です。町が届出について周知し、事前相談によって届出前の取り組みができればと思います。ご意見をお願いします。

(委員⑥)

届出について不明点があれば、施工業者のほうから問い合わせてくるでしょうし、景観アドバイザー等の制度は不要ではないでしょうか。

(委員①)

景観アドバイザーをしているボランティアは何人くらいいるのでしょうか。

(委員⑥)

ボランティアでやっている人はいないのではないのでしょうか。景観アドバイザーを実施するとしたら、お金もかかるし大変なことと思います。

(会長)

そこまではしなくともいいのではと思います。

【委員会としての意見：町が取り組み、景観アドバイザーといった他の制度は設けない。】

(事務局)

意見7は、景観条例施行規則案の、届出添付書類についてです。

(会長)

必要書類を増やすとなると、施工業者としては大変かと思います。

(委員⑥)

市町村によってはパース図の添付を求められるところもありますが、あまりがんじがらめにしてしまうと、提出する側も審査する側も大変かと思います。努力目標としてならいいとは思いますが。

(会長)

付けて出してもいいが、必須とはしないというのがいいかと思います。

(委員⑥)

添付書類が増えると経費もかかります。

色彩については、色見本をつけてもらったほうがわかりやすい場合もあります。マンセル値でも色見本でもいいということにしてはどうでしょうか。

【色彩について会議後に事務局で検討した結果、基準がマンセル値で表されているためマンセル値の提出を必須とし、色見本を必要に応じて添付することとする。その他の書類の提出は努力目標とする。】

(事務局)

意見8についてご意見をお願いします。

(委員⑥)

そういったものがあるのなら、写真は変更していいのではないのでしょうか。また、事例の写真はデザインマニュアルにまとめ、計画の冊子からははずしてもいいかもしれません。

【委員会としての意見：使用許可を得て写真を差し替える。】

(事務局)

意見9についてご意見をお願いします。

(委員⑥)

擁壁の緑化は事例も少なく、費用がかかるでしょうから、削っていいと思います。

【委員会としての意見：緑化の内容を削る。】

(事務局)

意見10についてご意見をお願いします。

(委員⑥)

木製のガードレールが使われた時期もありましたが、現在劣化してしまっているものが多いです。最近の事例はあるのでしょうか。

(コンサルタント)

小黒川スマートインターチェンジ付近に採用されていたかと思います。

(委員⑥)

県や町がいいのなら書き換えてもいいと思いますが、防護柵はガードレールに限らず、民家や公園にある柵も含まれるのではないのでしょうか。その考え方でこのまま入れておいてもいいのではないのでしょうか。

(副会長)

公共施設事業指針という項目ですが、民家のことを書いていいのでしょうか。

(委員⑥)

民家だけでなく、公園など公共施設も含んでのことなので、いいのではないのでしょうか。

(事務局)

入れるなら、実際にはコストがかかるが文言としては入れるということになるかと思います。

【委員会としての意見：案のままとする。】

(事務局)

意見11についてご意見をお願いします。

(委員⑥)

町内には横断歩道橋はないと思いますし、必要ないのではないのでしょうか。今後できたとしても、緑化するスペースがないと思います。

(コンサルタント)

確かにスペースはあまりありません。

【委員会としての意見：取り付け部の緑化の内容を削る。】

(事務局)

意見12についてご意見をお願いします。

(委員⑥)

中央分離帯自体が町内にないのではないのでしょうか。緑化についても、現在ある歩道の植栽は雑草が伸び、低木の管理も行き届いていない状態です。そういった植栽の管理、除草や花植えこそ記載すべきではないのでしょうか。また、すでに取り組んでくれている方もいらっしゃいます。ありがたいことであり、そのような方々を表彰するのはどうでしょうか。町を訪れる人に対し道が与える印象は大きいので、重要かと思います。

【委員会としての意見：項目を削る。歩道の植栽の管理について記載する。】

(会長)

その他にありますでしょうか。

(委員⑤)

12ページに町立病院という文言がありますが、病院は宮木区ではないのでしょうか。

【「宮木区には」を「この地区には」に変更する。】

協議事項 2) 今後のスケジュールについて

(事務局)

【資料に沿って今後の予定を説明。】

協議事項 3) 事例紹介

(事務局)

以降はコンサルタントに説明をお願いします。

(コンサルタント)

以前、委員の方からご質問をいただきましたので、河川沿いの緑化についての事例を紹介します。

県外ですが、ハンギングバスケットを河川沿いの柵に吊るして緑化するイベントを行っているところがあります。また、辰野町景観計画案では河川近くの住宅や店舗等も河川景観の対象となるので、そういった場所の通りや庭先などにプランターや花鉢を置くことでも緑化ができます。

次に、ドーム型建築物の事例を紹介します。

住宅業者から町に、ドーム型の建築物が町の景観条例に抵触するかという質問がありました。これについては、建てることができます。景観法による規制は、過度の制限でない努力目標であるためです。ただし、景観法には、「良好な景観の形成に自ら努める」「協力しなければならない」という記載もあります。建てる前に相談してもらいなどし、辰野町の景観に合うか、個別に判断する必要があると思います。

(委員⑥)

ドーム型であっても、色さえ派手でなければ強く規制しなくともいいと思います。

(コンサルタント)

景観においては調和が大切ですので、ドーム型だからというだけでなく、周りと調和しているかどうかの判断が重要になります。

その他

(事務局)

次回開催日の都合はいかがでしょうか。

【12月第1週 午後6時30分からとし、後日通知する。】

閉会

(事務局)

スムーズな進行ありがとうございました。以上をもちまして、本日の景観計画策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。